



令和5年12月25日  
不動産・建設経済局建設市場整備課

## 12月の主要建設資材の需給動向は全ての調査対象資材において均衡 ～主要建設資材需給・価格動向調査(令和5年12月1～5日現在)の結果～

国土交通省が令和5年12月1～5日に行った主要建設資材需給・価格動向調査によると、生コンクリート、鋼材、木材など7資材13品目の価格動向は全ての調査対象資材において「横ばい」、需給動向は全ての調査対象資材において「均衡」、在庫状況は全ての調査対象資材において「普通」でした。

○国土交通省では、建設資材の需給及び価格の安定化、建設事業の円滑な推進を図るため、建設工事に必要な主要建設資材の需給、価格、在庫の変動状況を資材別、地域別に把握する調査を毎月実施しています。

○調査結果の概要は以下のとおりです。詳細は別添をご覧ください。

### 1. 全国における建設資材の動向

【価格動向】全ての調査対象資材において“横ばい”。

【需給動向】全ての調査対象資材において“均衡”。

【在庫状況】全ての調査対象資材において“普通”。

### 2. 被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)における建設資材の動向

【価格動向】全ての調査対象資材において“横ばい”。

【需給動向】全ての調査対象資材において“均衡”。

【在庫状況】全ての調査対象資材において“普通”。

### 【問合せ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

課長補佐 三道(内線:24863)、資材係長 小貫(内線:24864)

(電話)03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

表—1

価格・需給動向及び在庫状況別 都道府県数  
<令和5年12月1~5日現在>

資材名称・規格		セメント	生コン	骨 材			アスファルト合材	異形棒鋼	H形鋼	木 材	石油		
		バラ物	21N/mm <sup>2</sup>	砂	砂 利	碎 石	再生碎石	新 材 密粒度 アスコン	再生材 密粒度 アスコン	D16	'200 × 100	製 材	合 板
調査月現在の価格動向	1.0~1.5 (下 落)												
	1.5以上~2.5 (やや下落)										(1) 2		(1)
	2.5以上~3.5 (横ばい)	(33) 40	(25) 43	(29) 39	(27) 37	(29) 38	(41) 45	(13) 31	(16) 32	(33) 42	(29) 39	(30) 32	(33) 34
	3.5以上~4.5 (やや上昇)	(10) 3	(22) 4	(16) 6	(15) 5	(16) 8	(6) 2	(34) 16	(31) 15	(13) 4	(12) 1	(5) 3	(6) 6
	4.5以上~5.0 (上 昇)												
調査月現在の需給動向	1.0~1.5 (緩 和)							1					
	1.5以上~2.5 (やや緩和)	(1) 2	(2) 4	(1) 3	(1) 3	(1) 1	(6) 4	(2) 1	(1) 3	(1) 3	(1) 3	(2) 2	1
	2.5以上~3.5 (均 衡)	(41) 41	(42) 42	(36) 38	(36) 35	(44) 42	(41) 42	(41) 41	(45) 46	(43) 43	(41) 39	(34) 34	(36) 38
	3.5以上~4.5 (ややひつ迫)	(1) 1	(3) 4	(8) 4	(6) 1	(1) 4	(6) 1		(2)				(2)
	4.5以上~5.0 (ひつ迫)												
調査月現在の在庫状況	1.0~1.5 (豊 富)	— —	— —		1	1	5	— —	— —	1	1		— —
	1.5以上~2.5 (普 通)	— —	— —	15	12	14	20	— —	— —	14	13	9	5
	2.5以上~3.5 (やや品不足)	— —	— —	5	4	3	5	— —	— —		1	1	— —
	3.5以上~4.0 (品不足)	— —	— —		1			— —	— —				— —

注1) 現在の価格・需給動向のカッコ内の数字は、将来(3ヶ月先)の価格・需給動向の予想。

注2) 現在及び将来の価格動向は、1(下落)、2(やや下落)、3(横ばい)、4(やや上昇)、5(上昇)として、各モニターからの回答を平均した価格動向別都道府県数。

注3) 現在及び将来の需給動向は、1(緩和)、2(やや緩和)、3(均衡)、4(ややひつ迫)、5(ひつ迫)として、各モニターからの回答を平均した需給動向別都道府県数。

注4) 現在の在庫状況は、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を平均した在庫状況別都道府県数。

注5) 回答者が2者以下の都道府県については、除外している。

























